

武蔵野大学 通信教育部

2020(令和2)年度

通信教育部ガイド： **取得できる資格**

目次

取得できる資格の種類.....	02
認定心理士.....	03
社会福祉士.....	05
アメンティスペシャリスト(生理人類士2級)／アメンティコーディネーター(生理人類士準1級).....	09
社会福祉主事.....	11
児童指導員.....	13
児童福祉司(要実務経験1年以上).....	14
浄土真宗本願寺派教師資格.....	15

取得できる資格の種類

●: 取得可能な資格

心理: 心理学専攻 **仏教:** 仏教学専攻 **福祉:** 社会福祉専攻 **看護:** 看護学コース **本願寺:** 本願寺派教師資格コース
小学校: 小学校専修 **国語科:** 国語科専修 **英語科:** 英語科専修

資格区分	資格の種類	人間科学部					教育学部		
		心理	仏教	福祉	看護	本願寺	小学校	国語科	英語科
申請資格	認定心理士	●		●					
受験資格	社会福祉士			●					
	アメンティスペシャリスト (生理人類士2級)	●							
	アメンティコーディネーター (生理人類士準1級)	●							
任用資格	社会福祉主事	●		●					
	児童指導員	●		●					
	児童福祉司 (要実務経験1年以上)	●							
基礎資格	浄土真宗本願寺派教師資格		●			●			

認定心理士

申請資格

01. 認定心理士とは

「認定心理士」とは、正式には「公益社団法人日本心理学会認定心理士(以下、日本心理学会)」（英文名：JPA Certified Psychologist）という資格の名称です。この「認定心理士」の資格は、簡単にいえば「日本心理学会」が、その資格取得希望者に対して“この人物は心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術とを正規の課程において修得している”ということを確認するもので、「日本心理学会」が心理学に関して認定している資格です。

詳細は下記アドレスにアクセスして確認してください。

公益社団法人 日本心理学会	https://psych.or.jp/
---------------	---

認定心理士取得の条件は、<日本心理学会認定心理士認定資格細則>により、次のとおりに定められています。

● 日本心理学会 認定心理士認定資格細則より

第2条 認定資格の条件はつぎの各項を満たすものとする。

- (1) 16歳以降少なくとも2年以上日本国に滞在した経験を有する者。
- (2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻、教育心理学専攻、または心理学関連の学科において、別表に掲げる科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了した者、および、それと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

「別表に掲げる科目」については、次項【認定心理士資格の基礎条件】を参照してください。

02. 認定心理士資格の基礎条件

※日本心理学会 認定心理士認定資格細則より

領域		認定単位数
① 基礎科目	a 心理学概論	a 領域は4単位以上、b,c 領域の合計が8単位以上でそのうち c 領域が4単位以上であること
	b 心理学研究法	
	c 心理学実験	
② 選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	5領域中3領域で各4単位以上を含み、合計16単位以上であること
	e 生理心理学・比較心理学	
	f 教育心理学・発達心理学	
	g 臨床心理学・人格心理学	
③ その他の科目	h 社会心理学・産業心理学	①と②の合計単位数が36単位以上の場合には必ずしも必要ではない
	i 心理学関連科目、卒業論文・卒業研究	

- ・各領域とも2単位以上は「基本主題」に属する単位であること(残余の単位分は「副次主題」に属する単位でもよい)
- ・総単位数 **総計36単位以上**

● 本学において日本心理学会に確認をとっている科目と単位

令和2年2月現在。資格取得要件は変更される場合があります。

領域	科目名	学習方法	本学での 単位数	基本主題	副次主題	備考
① 基礎科目						
a	心理学概論	T	4	4		
b	心理測定法	STR/TR	4	4		
c	心理学実験実習1	R	2	2		2014年度までの履修者は(初級)
	心理学実験実習2	SR	2	2		2014年度までの履修者は(中級)履修年度によって学習方法等が異なる場合がありますが、いずれもこの領域です。
② 選択科目						
d	学習心理学	T	4	4		
	認知心理学	R	4	4		
e	生理心理学	T	4	4		
f	教育心理学	ST/T	4	4		
	発達心理学	T	4	4		
	心理教育評価 ※	ST	4	4		学習方法が(T)はg領域
	臨床発達心理学 ※	TR	4	4		
	発達心理学1 ※	T	2	2		
	発達心理学2 ※	T	2	2		
g	臨床心理学	T	4	4		
	パーソナリティ心理学	T	4	4		2007年度までの履修者は人格心理学
	心理診断法 ※	R	4	4		
	カウンセリング論 ※	SR	4	4		
	心理療法 ※	T	4	4		
	心理教育評価 ※	T	4	4		学習方法が(ST)はf領域
	精神医学 ※	T	2		1	
	行動療法 ※	ST/T	4	4		
	犯罪心理学 ※	SR/R	4		2	
	教育相談(カウンセリング含む)(小) ※	T	2		1	
	教育相談(カウンセリング含む)(中・高) ※	T	2	2		
	教育相談	T	2	2		
	学校カウンセリング ※	SR/R	4		2	
産業カウンセリング ※	S	2		1		
h	社会心理学	T	4	4		
	環境心理学 ※	T	4	4		
	産業・組織心理学 ※	SR/R	4	4		
③ その他の科目						
i	卒業研究	R	4	教員による		カリキュラムでは8単位ですが、申請できる単位数は4単位のみです。

※マークのついている科目については、2015年度以前に単位修得した場合、資格申請の要件に含まれませんのでご注意ください。

社会福祉士

受験資格

01. 「社会福祉士」国家試験受験資格 指定科目

受験資格および本学開講科目の対応について

厚生労働省の定める指定科目	社会福祉士国家試験		本学開講科目	
	試験科目 (19科目)	受験資格 (18科目)	受験資格科目 (社会福祉系科目、演習・実習系科目)	自己育成能力開発科目
1 イ 人体の構造と機能及び疾病 ロ 心理学理論と心理的支援 ハ 社会理論と社会システム	○	いずれか 1科目	医学知識	医学一般
	○		心理学	—
	○		社会学	—
2 現代社会と福祉	○	○	現代社会と福祉	社会福祉
3 社会調査の基礎	○	○	社会調査の基礎	社会調査
4 相談援助の基盤と専門職	○	○	相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク
5 相談援助の理論と方法	○	○	相談援助の理論と方法1	社会福祉援助技術1
			相談援助の理論と方法2	社会福祉援助技術2
6 地域福祉の理論と方法	○	○	地域福祉	地域福祉論
			コミュニティーワーク	コミュニティーソーシャルワーク
7 福祉行財政と福祉計画	○	○	福祉行財政と福祉計画	社会福祉行財政と福祉計画
8 福祉サービスの組織と経営	○	○	社会福祉運営管理	福祉運営管理
9 社会保障	○	○	社会保障	社会保障制度
10 高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	高齢者福祉と介護保険制度	高齢者福祉サービスと介護保険
11 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	障害者福祉	障害福祉
12 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○	児童・家庭福祉	児童・家庭福祉制度
13 低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	公的扶助	生活保護
14 保健医療サービス	○	○	保健医療サービス	保健医療制度
15 イ 就労支援サービス ロ 権利擁護と成年後見制度 ハ 更生保護制度	○	いずれか 1科目	就労支援サービス	就労支援
			権利擁護と成年後見制度	—
			司法福祉	—
16 相談援助演習		○	社会福祉演習1	—
			社会福祉演習2	—
			社会福祉演習3	—
17 相談援助実習指導		○	社会福祉実習指導1	—
			社会福祉実習指導2	—
			社会福祉実習指導3	—
18 相談援助実習		○	社会福祉実習	—

02. 社会福祉士指定科目と本学受験資格科目について

社会福祉士国家資格の受験資格を得るには、前頁の「厚生労働省の定める指定科目」から、18科目以上を修得して卒業することが必要です。その指定科目は本学では前頁の「受験資格科目」として開講しています。

これら受験資格科目のうち、「社会福祉演習2」「社会福祉演習3」「社会福祉実習指導1～3」「社会福祉実習」は、本学カリキュラムでは選択科目となっているため、これらの科目が未修得でも卒業所要単位を満たすと自動的に卒業となります。社会福祉士の受験資格には必須科目ですので、未履修で卒業とならないよう履修計画を立ててください。

→ 詳しくは「[通信教育部ガイド:カリキュラム](#)」をご確認ください。

03. 自己育成能力開発科目について

社会福祉専攻では、指定科目を修得して社会福祉士の受験資格を得るだけでなく、実務での応用力や国家試験合格の基礎力を育成するため、一度履修した指定科目の専門的知識を繰り返し学習する科目を、自己育成能力開発科目として開講しています。

自己育成能力開発科目は、前頁の対応する受験資格科目に合格した後でないとは履修することができません(同年度に履修登録可)。また、社会福祉士国家試験において、選択科目となっている場合は本学必修科目に対応した科目のみ開講しています。

● 【参考】社会福祉士国家試験の受験について

毎年以下のスケジュールで行われています。

受験申込受付期間	9月上旬～10月上旬
試験日	1月下旬～2月上旬
合格発表	3月中旬

詳しくは(財)社会福祉振興・試験センターのホームページ等でご確認ください。

(財)社会福祉振興・試験センター	http://www.sssc.or.jp/
------------------	---

04. 社会福祉士実習と関連科目について

社会福祉専攻では、社会福祉士受験資格取得のためのカリキュラムを整えています。

社会福祉の総論や各論、関連する医療や社会学・心理学の知識については、教科書や参考文献、**スタディガイド** (WBT の「シラバス」内に掲載)等を用いた自宅学習が主体となり、「**テスト科目**」で知識習得に力を入れます。これは、国家試験受験準備のための基礎学習にもなっています。

ソーシャルワーカーの倫理や思考、視点等については、「**演習**」で実践的スキルを身に付けていきます。主にレポート作成とスクーリングでのグループディスカッションで学習を進めます。

そして、社会福祉の現場における「**実習**」を4年次の秋に約1か月(180時間以上)、障害者施設や高齢者施設を中心とした契約施設において行います。それに向けての事前学習や、実習終了後のふりかえり・実習報告等は、スクーリングを中心に行います。

● 履修の流れ

年次	履修の流れ		学習方法	内容		スクーリング・実習日数
3~4年次	実習前提科目 「社会福祉演習1」 「社会福祉演習2」 2科目の単位修得 (※)	社会福祉演習1	R			—
		社会福祉演習2	SR	4月~8月	スクーリング: 土日7コマ×3回(計21コマ)	6日間
4年次	実習の事前指導 (4~9月) 「社会福祉実習指導1」 1科目の単位修得 (※)	社会福祉実習指導1	SR	5月頃	スクーリング:1日3コマ	4日間
				6~7月頃	施設見学:1日	
				7~8月頃	個別指導:1コマ	
				9月上旬	スクーリング:1日3コマ	
	実習と実習中指導 (10~11月頃)	社会福祉実習	S	10~11月頃	本学指定施設で180時間の実習	24日間
社会福祉実習指導2		SR	10~11月頃	実習中週1回の巡回指導 または帰校日指導 実習記録ノート提出	4日間程度	
実習後指導 (12月頃)	社会福祉演習3	SR	12月上旬	スクーリング:1日2コマ	1日間	
	社会福祉実習指導3	SR	12月上旬	個別指導:1日1コマ	2日間	
			12月中旬	実習報告会:1日3コマ		

(※) 実習前(4年次の9月中旬)までに単位修得していない場合、「社会福祉実習」を受講することはできません。

05. 履修上の注意

社会福祉士受験資格の取得には、「**学科科目(必修)の45単位**」と、「**学科科目(選択)「社会福祉演習1～3」「社会福祉実習指導1～3」「社会福祉実習」の20単位、合計65単位**」の修得もしくは免除が必要です。

学科科目(選択)の「社会福祉演習1～3」「社会福祉実習指導1～3」「社会福祉実習」について

- (1) これらの選択科目は修得しなくても卒業要件を満たせば自動的に卒業となりますが、その場合は**科目等履修生として履修することはできません**ので、ご注意ください。
- (2) 相談援助業務の実務経験があり、「社会福祉実習指導1～3」「社会福祉実習」が履修免除の方も、社会福祉士受験資格の取得には、「社会福祉演習1～3」の修得が必要です。

● 注意事項

- (1) 「**社会福祉実習**」を履修登録する際は、必ず「**社会福祉実習指導1～3**」「**社会福祉演習3**」と合わせて履修登録してください。これらは実習関連科目であり、必ず**同年度に履修**する必要があります。
- (2) 「**社会福祉実習**」を受講するには、**実習前(4年次の9月中旬)までに「社会福祉演習1」「社会福祉演習2」「社会福祉実習指導1」**の単位修得が必要です。
 - ・ 1年次入学／3年次編入学で、実習前年度までに「**社会福祉演習1**」「**社会福祉演習2**」を未修得の方は、4年次に「社会福祉実習」と合わせて「社会福祉演習1」「社会福祉演習2」を履修登録してください。

→ 詳しくは「**スタディガイド**」(WBT「**シラバス**」内に掲載)をご確認ください。

アメニティスペシャリスト(生理人類士2級)

アメニティコーディネーター(生理人類士準1級)

受験資格

01. アメニティ(生理人類士)資格とは

アメニティ(生理人類士)資格とは、日本生理人類学会が「生理人類学的方法により生活環境についてアドバイスを行う専門家」として認定する資格です。

● アメニティスペシャリスト(生理人類士2級)

大学、短大で生理人類学について学習している大学生、短大生を対象とした資格です。日本生理人類学会への加入義務はありません。

● アメニティコーディネーター(生理人類士準1級)

日本生理人類学会に在会する方、または、2級資格を取得している方を対象としています。未入会で2級資格のない方が、準1級資格を受験するとき、受験申込の期限迄に入会手続きを済ませて下さい。指定校に所属し、かつ本学会に入会している方が準1級資格を受験するとき、受験料については、学生会員年会費1年分(¥3000-)を差し引きます。

資格及び試験についての詳細は、「日本生理人類学会」ホームページを参照してください。

日本生理人類学会	http://jspa.net/certification
----------	---

02. 受験資格取得に必要な科目と単位

本学は日本生理人類学会より認定を受けた指定校です。そのため、所定の科目と必要単位数を修得している場合、アメニティスペシャリスト(生理人類士2級)とアメニティコーディネーター(生理人類士準1級)の受験資格が得られます。在学中でも受験が可能です。

受験資格要件： 次頁：区分[2][3][4]の3つの科目群から、**計18単位以上**を修得していること。

- (1) 【平成29年度まで】受験申込時は次頁の科目を履修登録していれば、単位修得見込みでの受験が可能です。ただし、当該年度内に要件単位を修得できない場合は、翌年度9月末までに単位修得ください。修得できない場合は資格の認定ができません。
- (2) 上記見込み受験については平成29年度までとなります。平成30年度からは見込み受験の廃止となり、修得済みの科目の申請のみ可能となりましたので、ご注意ください。

● 受験資格取得に必要な科目と単位表

科目群	受験要件 単位数	科目名	学習方法	単位数	備考
区分[2] 人間科学系・生活科学系・家政科学系科目	12単位 以上	生理心理学	T	4	
		産業・組織心理学	SR/R	4	
		人間生活工学	R	4	
		精神医学	T	2	H18より区分[3]→区分[2]へ変更
		脳とからだの心理学	R	2	H28より追加
		医学一般	T	2	H28より追加
		環境デザイン論 ※	SR	4	H18より追加
区分[3] 福祉系・情報処理系・行動科学系科目	4単位 以上	メディアコミュニケーション1 ※	R	2	
		メディアコミュニケーション2 ※	T	2	
		メディアコミュニケーション3 ※	R	2	
		メディアコミュニケーション4 ※	R	2	
		障害児教育	R	2	H28より追加
		家族関係論	ST/T	4	H28より追加
		行動療法	ST/T	4	H22より追加、H28より追加
		障害福祉	T	2	H28より追加
		児童・家庭福祉制度	T	2	H28より追加
保健医療制度	T	2	H28より追加		
区分[4] 人文・社会科学系科目	2単位 以上	人間論	ST/T	4	
		心理学概論	T	4	
		社会心理学	T	4	
		環境心理学	T	4	H18より区分[2]→区分[4]へ変更
		キャリア・マネジメント論		4	廃止
		産業カウンセリング	S	4	H20より追加
		労働法	T	2	H21より追加
		心理アセスメント法	T	4	H28より追加
		医療心理学	TR	4	H28より追加
		キャリア・デザイン学	T	2	H20より追加、H28より追加
		日常学習の心理学	R	2	H28より追加
		認知行動アプローチの心理学	R	2	H28より追加
		社会調査	T	2	H28より追加
		発達心理学1	T	2	H28より追加
		発達心理学2	T	2	H28より追加
		教育相談(カウンセリング含む)【小】		2	H28より追加、H31より廃止
		教育相談(カウンセリング含む)【中・高】		2	H28より追加、H31より廃止
		教育相談	T	2	R1より追加
		カウンセリング論	SR	4	H28より追加
		カウンセリング演習	SR	4	H28より追加
グリーフケア・トラウマケア	TR	2	H28より追加		
死生学	T	4	H28より追加		
老年学	TR	4	H28より追加		
合計		18単位以上			

※共通科目であり、3年次編入学生は履修できません。

社会福祉主事

任用資格

01. 社会福祉主事とは

社会福祉主事とは、本来、各地方自治体の福祉事務所や児童相談所等の福祉行政に従事する公務員(ケースワーカー等)に任用される際に必要な資格基準です。また、高齢者福祉施設および身体障害者施設等の指導員や社会福祉協議会の福祉活動専門員の職員募集に関しても、資格条件として準用されることがあります。

● 【参考】任用資格とは …

その職につくために国が定めた基準のことをいいます。任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。**一般的には卒業証明書や成績証明書で確認をしますので、特別な試験を受けたり資格証明書が発行されるものではありません。**該当職種として採用されると同時に通用し始める種類の資格です。また、資格が適用されるのは在職期間に限られます。

02. 資格の取得方法

社会福祉主事は、社会福祉法 第十九条 第一項において以下のように定められています。
本学通信教育部の場合、第一号の要件(*1)に該当します。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を正科生在学中に修めて、本学を卒業することが必要です。なお、科目等履修生として履修されたものは認められません。

指定科目は次頁「社会福祉主事任用資格取得に必要な科目」をご確認ください。

● 社会福祉法 第十九条 第一項より

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（*1）
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

資格の取得方法は、法律等の見直しにより、将来、変更される可能性があります。

● **社会福祉主事任用資格取得に必要な科目**

正科生在学中に**指定科目を3科目以上**修めて、本学を卒業することで、資格を取得することができます。

指定科目名	本学開講科目名		備考
	社会福祉専攻	心理学専攻	
社会福祉概論	現代社会と福祉		
社会福祉事業史			
社会福祉援助技術論	① ソーシャルワーク ② 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法1・2 の3科目		①②の いずれか
社会福祉調査論	社会調査の基礎	社会調査	
社会福祉施設経営論			
社会福祉行政論	福祉行財政と福祉計画		
社会保障論	社会保障		
公的扶助論	公的扶助		
児童福祉論			
家庭福祉論			
保育理論			
身体障害者福祉論	障害者福祉 ※	障害福祉 ※	
知的障害者福祉論			
精神障害者保健福祉論		精神医学	
老人福祉論			
医療社会事業論			
地域福祉論	地域福祉、コミュニティーワークのいずれか1科目		
法学			
民法			
行政法			
経済学			
社会政策			
経済政策			
心理学	心理学	心理学概論	
社会学	社会学		
教育学			
倫理学			
公衆衛生学			
医学一般	医学知識	医学一般	
リハビリテーション論			
看護学			
介護概論			
栄養学			
家政学			

※ 社会福祉専攻は「障害者福祉」で、心理学専攻は「障害福祉」で「身体障害者福祉論」「知的障害者福祉論」の2科目に該当する

児童指導員

任用資格

01. 児童指導員とは

児童指導員とは、児童福祉施設最低基準に定められている任用資格です。児童厚生施設や児童養護施設等児童福祉施設に置かれる職員で、子どもたちの保護や生活指導にあたります。所定の単位を修得し卒業することで任用資格が取得できます。公共施設の場合は地方公務員採用試験に（私立の施設の場合ならばその施設の採用試験に）合格した後、該当の施設に配属されてはじめて児童指導員となります。

● 【参考】任用資格とは

その職につくために国が定めた基準のことをいいます。任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。一般的には卒業証明書や成績証明書で確認をします**ので、特別な試験を受けたり資格証明書が発行されるものではありません。**該当職種として採用されると同時に通用し始める種類の資格です。また、資格が適用されるのは在職期間に限られます。

02. 資格取得方法(採用試験を受けるための条件)

児童指導員は、児童福祉施設最低基準において以下のように定められています。
本学通信教育部の場合、四十三条一項四号の要件(*1)に該当します。

● 児童福祉施設最低基準第四十三条より

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (*1)
- 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

児童福祉司

要実務経験1年以上

任用資格

01. 児童福祉司とは

児童福祉司とは、児童福祉法において定められている任用資格です。児童相談所に置かれる職員で、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行います。**所定の単位を修得し卒業後、1年以上の実務経験の後、任用資格が得られます。**さらに地方公務員試験に合格し児童相談所に配属されてはじめて児童福祉司となります。

- (1) 平成17年4月1日より児童福祉司の任用資格が見直しされ、「大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」について、新たに1年以上の実務経験が求められるように改正されました。
- (2) 児童福祉司になるには、まず地方公務員採用試験に合格することが必要です。地方公務員採用試験については、各自治体にお問い合わせください。

● 【参考】任用資格とは

その職につくために国が定めた基準のことをいいます。任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。**一般的には卒業証明書や成績証明書で確認をしますので、特別な試験を受けたり資格証明書が発行されるものではありません。**該当職種として採用されると同時に通用し始める種類の資格です。また、資格が適用されるのは在職期間に限られます。

02. 資格取得方法(採用試験を受けるための条件)

児童福祉司は、児童福祉法において以下のように定められています。
本学通信教育部の場合、十三条二項二号の要件(*1)に該当します。

● 児童福祉法第十三条より

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない

(2) 児童福祉司は、児童吏員または技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの(*1)
- 三 医師
- 三の二 社会福祉士
- 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

浄土真宗本願寺派教師資格

基礎資格

01. 浄土真宗本願寺派教師資格とは

浄土真宗本願寺派教師資格は、浄土真宗本願寺派の寺院住職の基礎資格となります。この資格を取得するためには、次の①～③の要件をすべて充足する必要があります。

- ① 浄土真宗本願寺派の得度習礼所に入所し、**11日間の得度習礼**を受け、浄土真宗本願寺派の僧侶となること。
- ② 本学が開講する浄土真宗本願寺派教師資格の取得に必要な以下科目**30単位をすべて修得**し、本学所定の**浄土真宗本願寺派教師資格課程履修証明書**を取得すること。
- ③ 前記①の得度習礼を終え、前記②の浄土真宗本願寺派教師資格課程履修証明書を取得した後、浄土真宗本願寺派の教師教修所に入所し、**10日間の教師教修**を受けること。

02. 必要科目

本山教師科目		本学開講科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
真宗教義	4	真宗教義	4
真宗史	4	真宗史	4
仏教教義	4	仏教基礎入門	4
仏教史	4	仏教史	4
宗教概説	4	宗教学概論	4
宗門法規	2	宗門法規	2
勤式作法	4	勤式作法	4
布教法	4	布教法	4
合計	30	合計	30

03. 受験手続・問合せ先

浄土真宗本願寺派得度習礼所及び教師教修所の入所手続は、資格を取得しようとする者が、各自で所属寺住職等を通じて行うものとします。

受験手続・問合せ先などについては、浄土真宗本願寺派の各教務所にお問合せください。

武蔵野大学 通信教育部事務室

〒 202-8585 東京都西東京市新町 1-1-20

TEL 042-468-3481 FAX 042-468-3484

E-Mail mtsushin@musashino-u.ac.jp

URL <http://www.mu-tsushin.jp>